

広島市告示第187号
令和7年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、広島市医師会運営・安芸市民病院の診療費等に係る未収金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
 - （1）名称 弁護士法人 エジソン法律事務所
 - （2）代表者の氏名 弁護士 大達 一賢
 - （3）住所又は事業所の所在地
東京都千代田区神田錦町一丁目8番11号 錦町ビルディング4F・8F
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで